

行 動 憲 章

平成23年7月14日 制 定
技術研究組合 NMEMS 技術研究機構
理事長

技術研究組合 NMEMS 技術研究機構（以下「機構」という。）に勤務する全ての役職員（派遣契約及び臨時雇用等による勤務者を含む）は、法令遵守（コンプライアンス）を励行するとともに、社会通念、倫理感や道徳感に立脚して行動するものとし、下記の基本的事項を常に心がけて業務遂行に努めなければならない。

（基本的事項）

1. 本機構の定める就業規則及びその他諸規則等を遵守して、日常業務の遂行にあたること。
2. 業務上知り得た本機構または機構組合員の機密を、許可なく他に漏洩してはならない。また、離職後も同様とする。その他、「情報管理に関する基本指針」に基づくと共に、「情報管理取扱要領」に基づく誓約書の提出により職業人としての責務を果たすこと。
3. 収支を伴う業務は、一人で完結することなく常に2名以上の職員で補完しつつ遂行すること。
4. 職場において、人種、思想、信条、性別、年齢、社会的身分、家柄、国籍、障害の有無等による差別的な扱いや、セクシャルハラスメント等の嫌がらせを行なわないこと。
5. その他社会に反する行為（贈収賄、背任、粉飾決算、脱税等の不正行為等）を行ってはならない。

以上